

2023(令和5)年1月 30日

厚生労働事務次官

大島 一博 様

高齢者施設における虐待防止に関する要望書

～人生最期を生きる場所で「命」と「尊厳」を守るために～

公益財団法人 Uビジョン研究所

理事長 本間 郁子



公益財団法人 U ビジョン研究所は、高齢者施設のサービスの質を保証する認証「悠」、施設評価、職員研修、セミナーを主な事業として 2006 年から取り組んでいる法人です。2022 年までに認証評価(3 年に 1 回)を 16 回、質の維持確認のための抜き打ち調査(夜間帯)26 回を実施しており、職員教育事業は年間平均 59.9 回 106.9 日(1 回 2 日間実施の場合を含む)実施しております。

高齢者虐待防止法が 2008 年度に施行され、毎年、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況などに関する調査結果が公表されています。その調査結果では高齢者施設での虐待は増加傾向にあり、虐待があった施設、何らかの指導をした施設は 2 割にも達しています。

高齢者施設の中でも特に特別養護老人ホームは介護保険施設であり、国民の財産です。人生最期の時間を生き抜く場所である特別養護老人ホームにおける入居者の「命」と「尊厳」を守るために虐待防止における体制強化を次に強く要望します。

要 望 事 項

1. 虐待防止対策における監査の強化

(1) 監査のさらなる強化

厚生労働省は指導監督について、通知(令和4年3月31日付、老発0331第6号)で、指導形態を「集団指導」「運営指導」に分け、「集団指導」では制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、講習等の方法により行う。「運営指導」では(ア)介護サービスの実施状況指導:個別サービスの質(施設・設備や利用者等に対するサービスの質の提供状況を含む)に関する指導、(イ)最低基準等運営体制指導、(ウ)報酬請求指導となっています。

この改正には、2021年度に公表された高齢者虐待防止における法律に基づく調査結果から過去に虐待が発生した施設146件(19.8%)、過去に何らかの指導等を受けていた施設は201件(27.2%)を占めている調査結果に対して、繰り返し虐待を起こさないための対応に触れていません。

高齢者施設の虐待防止対策における監査の役割は重要であり、繰り返し虐待を起こさないための対策の強化を要望します。

(2) 「運営指導」の調査員を拡大

「運営指導」における(ア)～(イ)は調査する人の事業目的あった介護の知識と技術、経験を要する内容となっており、指導する人の専門性と社会的責務は大きくなります。虐待防止対策に有効な役割を果たすと共に、監査「運営指導」の実施を高めるためにも民間認証機関や評価機関などの協力体制の検討を要望します。

2. 虐待防止対策における施設評価の強化

(1) 特別養護老人ホームにおける第三者評価受審の促進

介護保険施設である特別養護老人ホームの虐待件数は高齢者施設中でも最も多く発生している現状があります。特別養護老人ホームは、中重度対象施設として2015(平成27)年度から入居要件が要介護度3以上となり、年々重度化、高齢化してきている現状があります。認知症の人やターミナル期の人が増えており、それが虐待の中でも介護放棄や心理的虐待の増加傾向の背景にあるものと考えられます。

今後、さらに、単身世帯や家族の協力が得られない人も増えていくことが想定されており、家族・親族による相談・通報件数も減少していく可能性があります。施設が閉鎖的で密室化しがちな傾向にある状況を踏まえ、虐待防止対策として第三者評価や民間の認証の受審が高められるよう要望します。（福祉サービス第三者評価の受審率は年々減少し令和3年度で5.62%、ゼロ県は25県となっています）

- (2) 虐待の認定を受け、繰り返し虐待が発生した施設に対して、施設評価の義務化を要望します。

虐待の原因として職員教育の不足だけでなく、職員教育を実施した上でそれを実践するための組織体制のあり方も問われています。

虐待の潜在的な芽となる課題を第三者評価機関が明らかにし、課題解決のための実施工程を利用者や家族、地域住民に公表し、改善成果を報告説明することまでを責務として、安心して利用できる施設として認定できるよう要望します。

以上

